**平成２３年（フ）第２０９０号**
東京都文京区大塚５丁目31―10―405
破産者　野上　和彦
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２０９８号**
東京都葛飾区東金町２丁目17―20―102
破産者　竹田　幸英
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１９号**
栃木県佐野市万町2774番地
破産者　株式会社まるみ青果
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第５０１号**
埼玉県桶川市大字加納６番地の２
破産者　株式会社ギンリョウ
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５０号**
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目４番３号
破産者　有限会社新釧水産
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２８４号**
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目４－３
破産者　佐瀬　清人
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１６７５号**
東京都世田谷区喜多見５丁目15―26―201、開始決定時の住所東京都世田谷区宇奈根２丁目17―13
破産者　渡邊　太司
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４０３７号**
東京都豊島区長崎４丁目８番９号
破産者　合資会社ヤマヤ
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第９２３１号**
埼玉県越谷市宮前１丁目９番16号
破産者　有限会社石川工業
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第９２３２号**
埼玉県越谷市大字南荻島3744―２
破産者　石川　幸雄
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０５３９号**
千葉県市川市関ケ島２―６―205
破産者　橋本　龍治
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１８９７号**
千葉県成田市三里塚光ケ丘１番地
破産者　有限会社新空港サービス
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１２１８８号**
東京都八王子市南陽台１丁目28―７、開始決定時の住所東京都八王子市打越町2006―３―407
破産者　今井　富夫
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３８３３号**
東京都立川市柏町４丁目64―19―202
破産者　佐藤　貴宣
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５１８０号**
東京都練馬区土支田２丁目28―19―202、開始決定時の住所東京都練馬区旭町１丁目42―５―601
破産者　久保　良夫
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５７２６号**
東京都北区滝野川７丁目45―２―101
破産者　太田奈保子
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７０４１号**
東京都千代田区神田多町２丁目３番６号　川島ビル402、商業登記簿上の本店所在地埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼24番地
破産者　株式会社精機研究所
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７０５９号**
東京都足立区入谷９丁目30番10号
破産者　メイキ樹脂工業株式会社
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７０６１号**
東京都足立区保木間３丁目29―３
破産者　間瀬田邦弘
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７７８９号**
東京都千代田区内神田２丁目３番10号
破産者　株式会社山陽社
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７９８９号**
千葉県市川市南行徳４丁目９―10―201
破産者　石岡　重人
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８３３４号**
千葉県浦安市堀江４丁目24―９
破産者　長谷　信一
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部